

1 業界等の概要

- ・ 業界等の名称
損害保険
- ・ 業界等の全体の規模
48社
- ・ 業界等団体名、カバー率
(社)損害保険協会、45.8%

2 これまでの取組状況（6月27日時点）

- ・ 業界等における具体的な検討状況
平成18年11月「損害保険業界の環境問題における行動指針」を策定。
平成19年4月19日、数値目標を決定済み。
【現行の目標内容】
2010年度(平成22年度)における電力使用量を2000年度(平成12年度)比18%減とする。
【2005年度実績】
電力使用量90年度比14.8%削減。

3 今後の予定

- ・ 自主行動計画策定等の働きかけの強化（取組予定、内容等）
平成19年5月1日付環境省から依頼のあった「自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等について」を周知するとともに、中央環境審議会などの協力を得て、フォローアップを実施する方向で検討を行っている旨、伝える。

1 業界等の概要

- ・ 業界等の名称
銀行
- ・ 業界等の全体の規模
213行
- ・ 業界等団体名、カバー率
全国銀行協会、86.4%

2 これまでの取組状況（6月27日時点）

- ・ 業界等における具体的な検討状況
平成13年9月「銀行業界の環境問題に関する行動計画を策定。さらに、平成18年11月、電力使用量・再生紙購入率等に関する数値目標を設定
【現行の目標内容】
2010年度(平成22年度)における電力使用量を2000年度(平成12年度)比12%減とする。
【2005年度実績】
電力使用量90年度比10.1%削減。

3 今後の予定

- ・ 自主行動計画策定等の働きかけの強化（取組予定、内容等）
環境省から依頼のあった平成19年5月1日付「自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等について」を周知するとともに、本年度中に中央環境審議会などの協力を得てフォローアップを実施する方向で検討を行っている旨、伝える。

1 業界等の概要

- ・ 業界等の名称：通信・放送
- ・ 業界等団体名、規模・カバー率：

○電気通信事業者協会 } 会員事業者により、固定電話・携帯電話サービス契約者数
○テレコムサービス協会 } の100%をカバー、インターネット接続サービス契約数
(※)の85%をカバー

※電気通信事業報告規則において5万件以上の契約数を有する者として報告があった事業者43社の契約数

○日本民間放送連盟：地上放送事業者及びBSデジタル放送事業者のほぼ100%をカバー

○日本ケーブルテレビ連盟：会員事業者により、ケーブルテレビ契約世帯数の97%をカバー

○衛星放送協会：会員事業者により、CSデジタル放送番組数の93%をカバー

○日本放送協会

2 これまでの取組状況（6月27日時点）

平成10年電気通信審議会（情報通信審議会の前身）から「情報通信を活用した地球環境問題への対応」について答申され、以来、平成11年度より、総務省では、通信・放送事業者の環境自主行動計画の策定状況等について調査し、その取りまとめ結果を情報通信審議会に報告し、フォローアップを行ってきた。

これまで通信・放送分野においては、各団体内の会員事業者の事業規模・事業形態が様々であることや、最終的には環境自主行動計画に基づき、各事業者が個別に行動する必要があることから、団体単位ではなく、各会員事業者が独自に自主行動計画を策定してきているところであり、そのような事業者が増加することによって環境に対して実質的な効果が出るよう、フォローアップを行ってきたところである。

昨年度は、自主行動計画策定事業者が215事業者、数値目標設定事業者が118事業者となっており、それぞれ着実に増加してきているところである。

今般、中央環境審議会・産業構造審議会合同部会での提言や内閣官房副長官補からの依頼を踏まえ、環境省より「業界全体として取組を進める観点から、団体が所管する業界全体の数値目標を設定すべき」という依頼を受けたことから、当省としても、これまでのような事業者ごとの数値目標の設定のほか、各団体の統一的な数値目標の設定についても検討するよう働きかけ、それぞれの団体より、「遅くとも来年3月までに団体としての統一的な数値目標の設定を行う予定である」との回答を得たところ。

3 今後の予定

上述のとおり、通信・放送分野の団体においては、会員事業者の事業規模・事業形態が様々であるため、団体としての統一目標設定が容易ではないと考えられる団体もあるところであり、当省としては、団体としての統一的な目標設定・計測の手法等について、関係省庁等の協力を得ながら情報提供を行うなどして、団体としての数値目標の設定について協力していくこととしたい。

当省では、毎年10月頃に自主行動計画フォローアップのためにアンケート調査を実施し、その結果を翌年1月の情報通信審議会総会で報告しているが、平成19年度においては、これまでの個別事業者の自主行動計画の策定状況のほか、団体としての数値目標の設定に関する取組状況についても調査し、情報通信審議会でもフォローアップを実施する予定。

1 業界等の概要

- ・ 業界等の名称
ビール及び発泡酒の製造業
- ・ 業界等の全体の規模
ビール及び発泡酒の製造場数： 270 場 (平成 18・3・31 現在)
- ・ 業界等団体名、カバー率
ビール酒造組合

ビール及び発泡酒の課税数量全体に占めるビール酒造組合加盟社の数量の割合はほぼ 100%となっている。

2 これまでの取組状況 (6 月 27 日時点)

- 政府によるフォローアップの対象化に関する各省庁の働きかけの状況
ビール酒造組合に対して、同組合の策定した自主行動計画に関して、関係審議会でフォローアップを行う予定であることについて説明。
- 業界等における具体的な検討状況
ビール酒造組合において、関係審議会によるフォローアップを受けることを了承。
- 各省庁における具体的な検討状況
京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)等を踏まえ、フォローアップを実施する審議会及び時期について検討。

(参考) ビール酒造組合の自主行動計画

現行の目標内容：2010 年度のビール工場における発泡性酒類生産時の二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 6.0%削減する。

直近年度の実績：2005 年度の二酸化炭素排出量実績は 1990 年度比 22.9%削減。

3 今後の予定

次回の国税審議会(平成 20 年 2 月目途)にてフォローアップを行う予定である。